



情報法制学会第8回研究大会

「こどもデータ」の法的保護

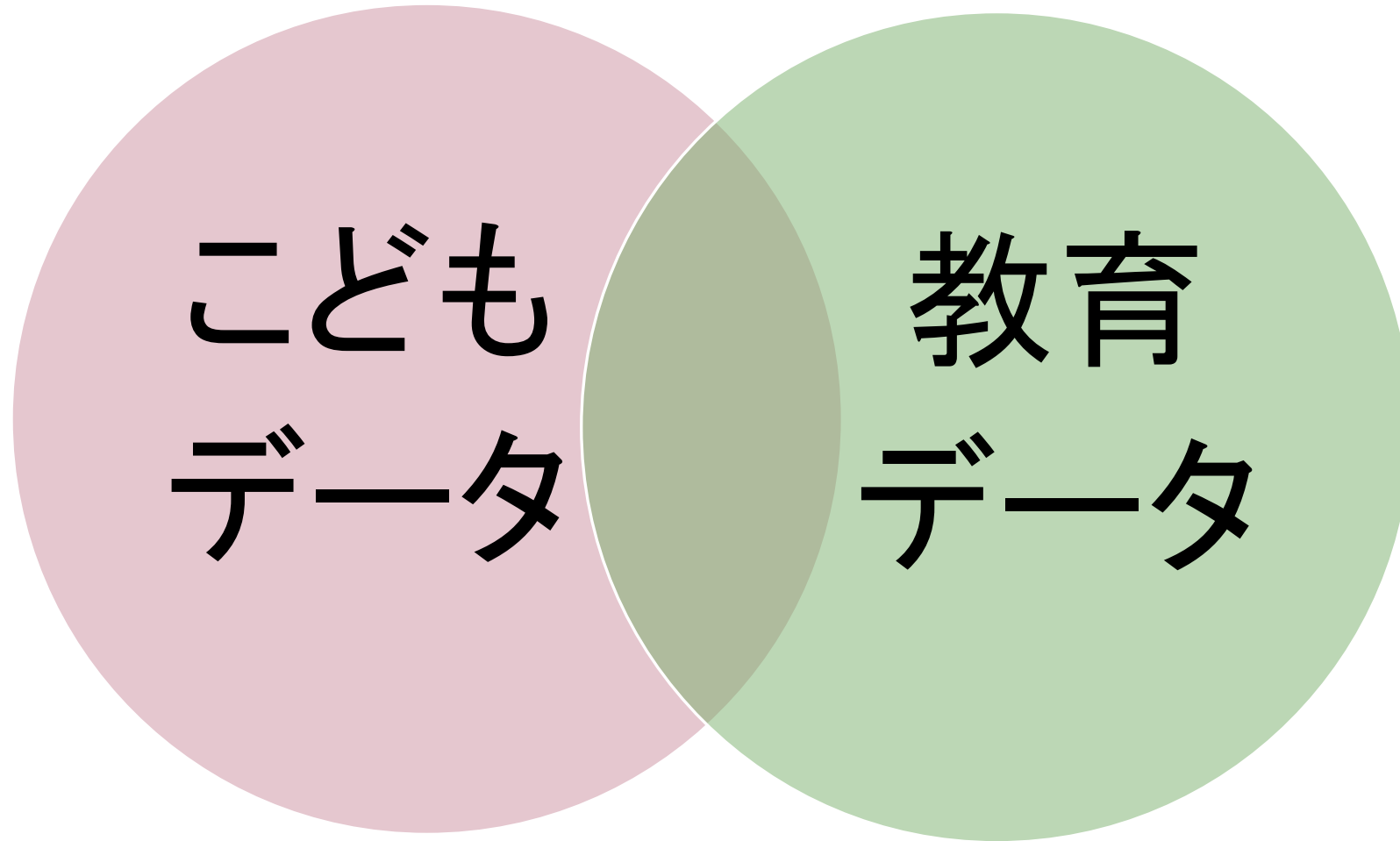
堀口 悟郎（岡山大学）

2024年11月10日 @ 慶應義塾大学三田キャンパス

はじめに

概念の整理、報告の概要

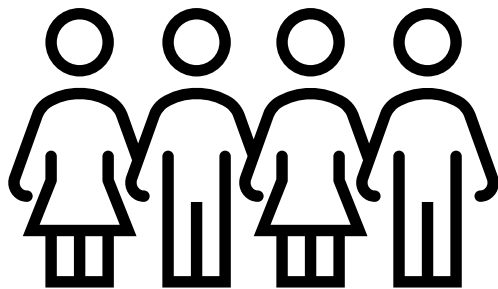
こどもデータと教育データ



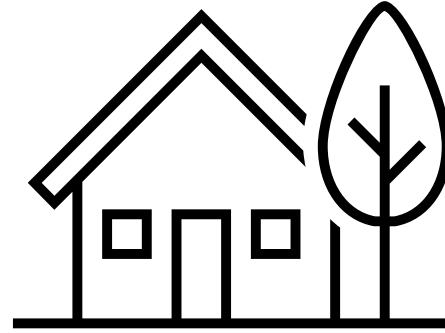
こどもデータ

こどもや保護者・家庭に関する教育・保健・福祉等のデータ

一時保護の履歴
健診結果
障害者保健福祉手帳
学校の欠席・遅刻
etc.

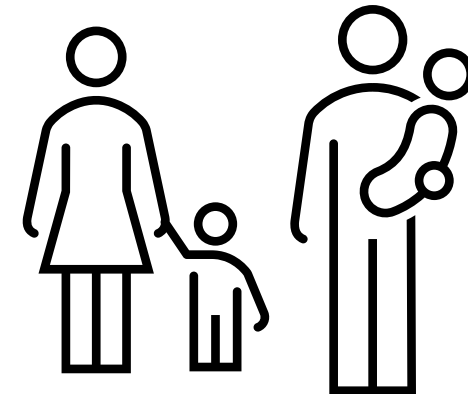


こども



家庭

妊婦検診・産婦検診
障害者手帳
生活保護
児童福祉手当
etc.



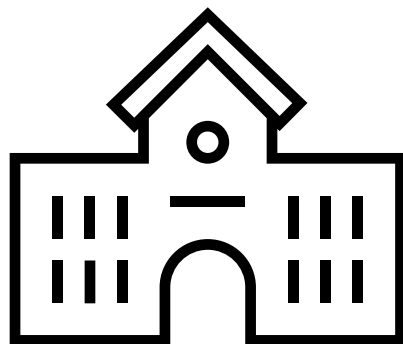
保護者

こども本人に関するデータ
はもちろん、こどもの家族・
家庭に関するデータも
「こどもデータ」に含まれる

教育データ

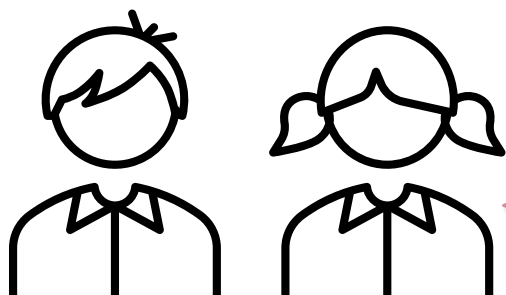
初等中等教育段階の学校における教育・学習に関するデータ

- ①主体情報: 児童生徒、教師、学校等
- ②活動情報: 学習内容等
- ③内容情報: 何を行ったのか



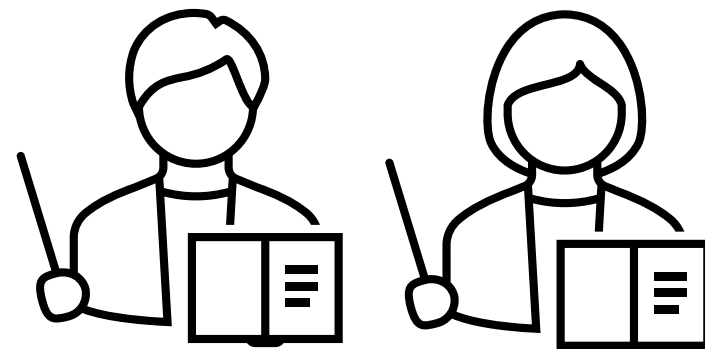
学校

学校や教師に関するデータは、
教育データにあたるが、こども
データにあたるとは限らない



児童生徒

こどもデータにもあたる
(本報告の検討対象)



教師

報告の概要

教育データ利活用

- 教育データ利活用の概要と実例
- 教育データの利活用に係る留意事項

こどもデータ連携

- こどもデータ連携の概要と実例
- こどもデータ連携ガイドライン

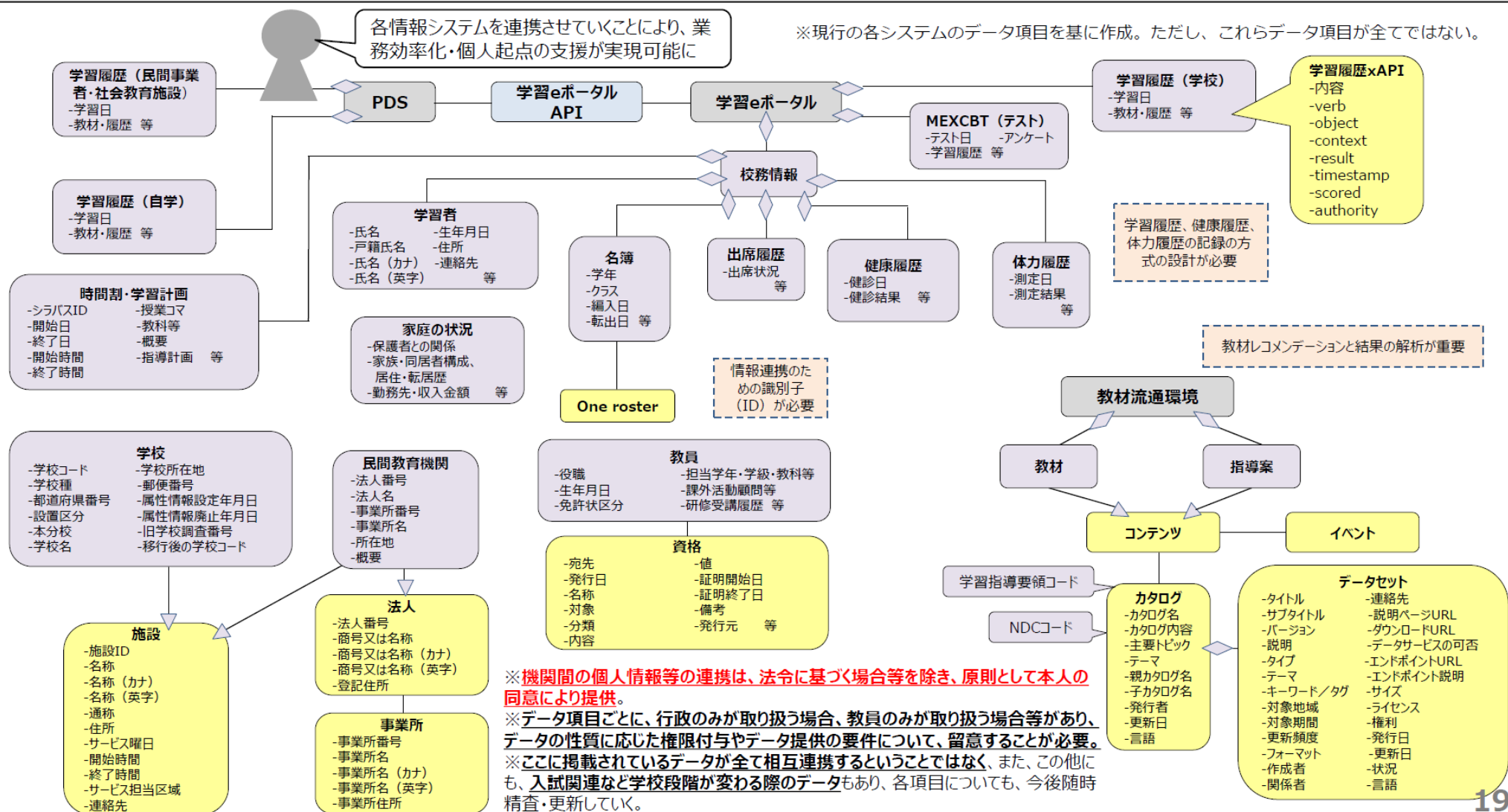
こどもデータの法的保護

- こどもの権利論、プライバシー権論における「自律」と「保護」
- 「自己決定を支援する保護」と「自己決定を制限する保護」

教育データ利活用

概要と実例、「教育データの利活用に係る留意事項」

教育データの全体像



教育データ利活用の目的

2. 教育データ利活用の目指すべき姿 (to be)



教育DXの将来像

※下記にかかわらず、ICTも活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実践する先進的な取組を行う学校も存在。

「学校で」教える

- ✓ 教育は、基本的に学校という「場」で行われる必要がある。
- ✓ 児童生徒同士や教師と児童生徒の関わり合いが重要であり、児童生徒は、学校に通う必要がある。



「教員が」教える

- ✓ 授業は、免許を有する教員による指導が中心となって行われている。



「同時に」教える

- ✓ 児童生徒は、集団で同時に同内容を教わる。



「同一学年の児童生徒に」

「同じ速度で」「同じ内容を」教える

- ✓ 各学年において教えるべき内容が、学習指導要領に規定されている。
- ✓ 学習進度が早い児童生徒も遅い児童生徒も、一斉授業により、同じ速度で同じ内容の授業を受ける。



教育DX後の世界（目指す姿）

「どこからでも」学べる

- ✓ 学校は、児童生徒同士や教師と児童生徒の関わり合いの重要性を踏まえつつ、児童生徒が学校で集うことでしかできない学びを行う。
- ✓ それ以外の学びは、学校でもそれ以外の場所でも、本人に最適な場所で学ぶ。



「誰とでも」学べる

- ✓ 各知識・技能を教員が教えるだけでなく、各児童生徒の学びがより進むように、その学びをデザインし、支えるのが教員の役割となる。
- ✓ 児童生徒が集うことでないといけない学びを、様々な人材などのリソースを取り入れてコーディネートする役割も求められる。



「いつでも」学べる

- ✓ 同時に集団でしか学べないことを、協働的な学びで学ぶ。
- ✓ 入口のみの質管理から、出口とのハイブリッドによる質管理へ。

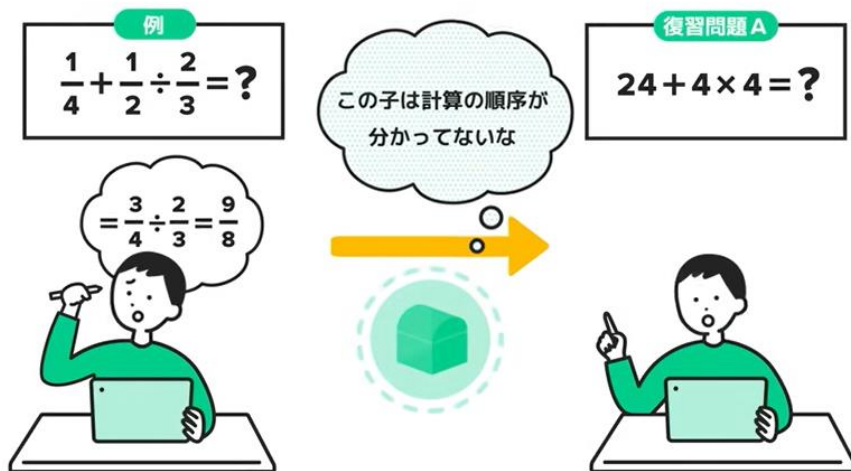


「自分らしく」学べる

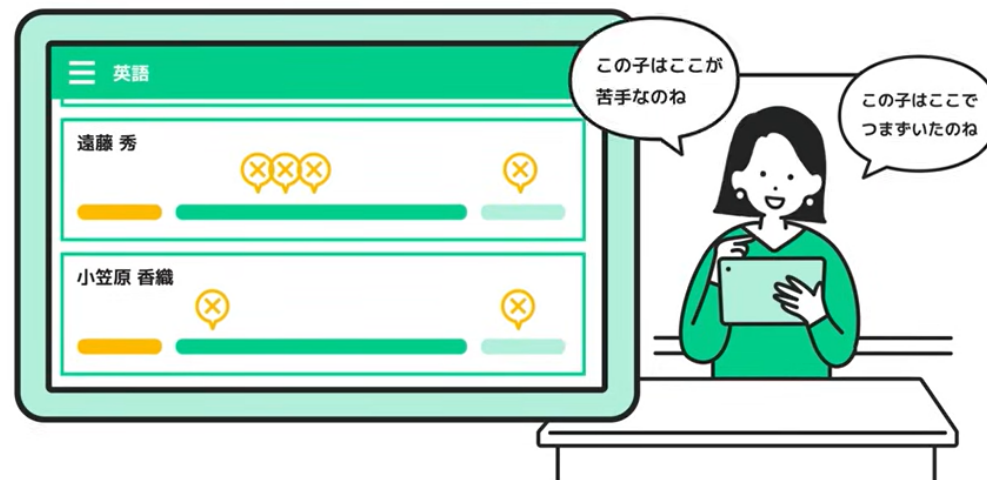
- ✓ ビッグデータの解析に基づき、本人の特性や理解度に応じて、同じ年齢においても、児童生徒ごとに学ぶ内容・学ぶ順序は異なる。
- ✓ どの学年でどの内容をどの順番で学ぶことが妥当かは標準的な姿にす



実例①: AI型教材



AIが間違いの原因を特定



先生方は一人ひとりの理解度を瞬時に把握できます



千代田区立麹町中学校では数学の授業を全てQubenaで学習

経済産業省の「未来の教室」実証事業として、2018年度から東京都千代田区立麹町中学校に導入

実例②: 教育ダッシュボード



教育委員会画面

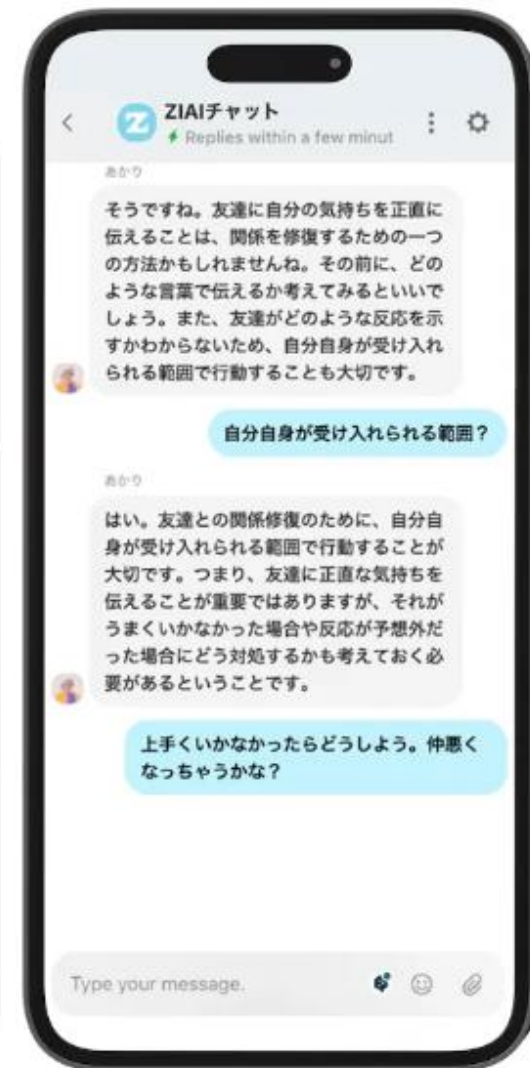
学校管理者・教職員画面

3日連続で「あめ」または「かみなり」の場合アラートを適用

直近7日間

	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	本日
1年1組 阿部 太郎	⚡⚡	☔☔	-	-	☔⚡	☔☔	⚡⚡
1年2組 鈴木 花子	☀☔	☀☔	-	-	☔☔	☀☔	⚡⚡
1年1組 中澤 隆	☀☀	☀☀	-	-	☀⚡	☔☀	☔☀
2年3組 小林 健二	☀☀	☀⚡	-	-	☔☔	☔☔	☔☔
1年3組 元気太郎	☀☔	☀☔	-	-	☀⚡	☔☔	☔☀
1年1組 まなび太郎	⚡⚡	⚡⚡	-	-	☔☔	☀☔	⚡⚡

実例③: AIによる児童生徒の悩み相談

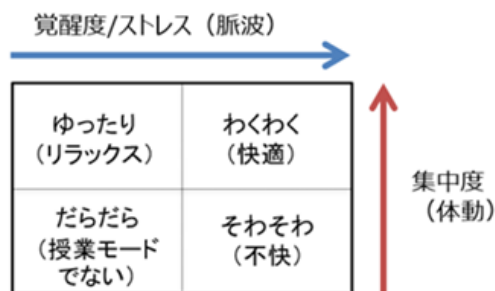


実例④: AIによる児童生徒の感情分析

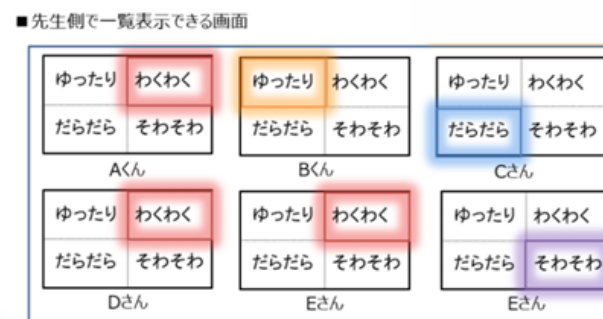
センシング技術（感情分析）

- GIGAスクール端末のカメラから、脈波・体動の状態などの科学的に心理状態を反映するとされている情報を取得し、AIによる感情分析によって、児童生徒のワクワク度といった、教員にとって分かりやすい形に変換してフィードバックする。

感情分析イメージ



感情分析のフィードバックイメージ



文部科学省の2022年度「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業」として、東近江市立能登川東小学校に導入された

学習成績と感情分析によるリコメンドイメージ

	教科	学習成績	学習取組み「わくわく」率	状態	改善・取組み 仮説
Aくんの結果	数学	80点	30%	学習成績は良いが、「わくわく」感が無い状態	授業の内容に飽きている。もっと進んだ学習を与えるべき！
	理科	20点	20%	学習成績も悪く、「わくわく」感もない状態	授業についていけない状態。個別に補習授業が必要！
	社会	70点	80%	学習成績もよく、「わくわく」感もあり良い状態	このままの学習を進めていくべき！
	国語	40点	80%	学習成績は悪いが、「わくわく」感がある状態	復習など強化し、繰り返し問題を解く???

「留意事項」：第1版(2023年)

文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項〔第1版〕」(2023年3月)

2. プライバシーの保護

また、教育データを取り扱う場合には、「プライバシー」の考え方も念頭に置く必要があります。

プライバシーという概念は世の中に広く認識されており、また、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定している憲法第13条が、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由等を認める判決等もみられます。他方で、いわゆる「プライバシー権」として主張される内容は、個人情報の取扱いに直接関係しないものも含め、極めて多様かつ多義的なものになっており、判例等から一義的な定義を見出すことは困難です。この点、個人情報保護法では、個人情報の取扱いに伴い生じるおそれのある個人の人格的、財産的な権利利益に対する侵害を未然に防止することを目的として、個人情報の取扱いに関する規律と本人関与の仕組みが具体的に規定されています。

プライバシーの保護に当たっては個人情報保護法に準拠していれば十分というわけではありません。個人情報の取扱いが、個人情報保護法に照らして外形上問題がなかったとしても、プライバシーの保護が十分でなかった場合、国家賠償法⁶⁹に基づく国家賠償請求等のリスクが発生するおそれがあります。さらに、取組みを推進する地方公共団体の機関への信頼が失墜し取組みを続けることが困難になってしまうリスクも懸念されます。

- プライバシーの保護に関する項目は2頁強のみ(個人情報保護法に関する項目の約10分の1)
- 判例や学説の内容もほとんど説明していない(一義的な定義は困難と指摘するのみ)
- 個人情報保護法を守っているだけでは十分ではない(プライバシーを侵害すると国賠責任を負う)と指摘しながら、プライバシー固有の問題についてはほとんど記されていない

「留意事項」：第2版（2024年）

文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項〔第2版〕」（2024年3月）

- プライバシーに関する裁判例の解説が寄稿された
⇒ 代表的な裁判例に関する正確な解説だが、「こども」や「教育」に固有の内容は含まれていない
- 「事例編」が追加され、具体的な事例が示された
⇒ あくまでも過去の対応例にとどまるものであり、必ずしも対応の模範を示すものではない

【コラム4】プライバシー侵害が成立する代表的な裁判例（寄稿：弁護士 森亮二）

上述のとおり、個人情報の取扱いが、個人情報保護法に照らして外形上問題がなかったとしても、プライバシーの保護が十分でなかった場合、プライバシー侵害となるリスクがあります。

ここでは、どのような場合にプライバシー侵害が成立するのかを把握するため、代表的な裁判例を紹介しています。なお、この文脈で問題になるのは、監視カメラやNシステムなどの「取得・利用型」のプライバシー侵害の事案です。以下の通り、取得・利用型のプライバシー侵害については、①取得・利用する情報の性質、②取得・利用の必要性・目的、③取得・利用の態様、④取得後の情報の管理方法を総合的に判断して、プライバシー侵害かどうかが決せられるものと考えられています。

事例1 Nシステム事件

Nシステムとは、「自動車ナンバー自動読み取り装置」の略称です。①道路上に設置した端末装置のカメラで通過する車両をとらえ、②そこで得られた情報を端末装置に内蔵されたコンピュータで処理し、③自動車登録番号標の文字データのみを抽出し、④これを通信回線で各都道府県警察の警察本部に設置された自動車ナンバー照合装置に送り、⑤自動車ナンバー照合装置のコンピュータが当該データとあらかじめ登録されている手配車両のデータとを自動的に照合する、といった各機能を持つものです。車両運転者や同乗者などの車両に乗車している者の容ぼうなどの画像情報は記録されることがないとされています。犯罪捜査の重要な手掛かりとして機能することもあります。警察による無作為的な情報収集行為がプライバシー侵害であるとして、これまで各地住民から複数の提訴を受けてきました。比較的最近の事件（東京地判平成19年12月26日）の違法性判断の基準は、以下のようなものです⁸²。

本編では、ある学校において学習用ソフトウェア等（ツール）を導入したシナリオに沿って、個人情報の適正な取扱い等の観点から行った主な対応について記載しています。

本資料で示す【主に実施したこと】はあくまで一例であり、実際には個人情報保護法を踏まえた対応を適切に行う必要があります。具体的に取るべき対応については、[I. 総論編](#)及び[II. 手順編](#)を参照してください。

事例1

A市立B小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

事例2

A県立C高等学校において、生徒が、問題を解いて習熟度に応じたフィードバックを得られるデジタルドリルを利用する

事例3

A市立D中学校において、生徒が、様々な学習ツールにつながるソフトウェア（学習eポータル）を利用する

事例4

A市立E中学校において、生徒に対し、アンケートなどを行うためのツール（OSメーカーが標準的に提供するソフトウェアの一部）を利用する

事例5

A市立F小学校において、児童の学習状況や健康情報を一覧できるツールを利用する（校務支援システム等）

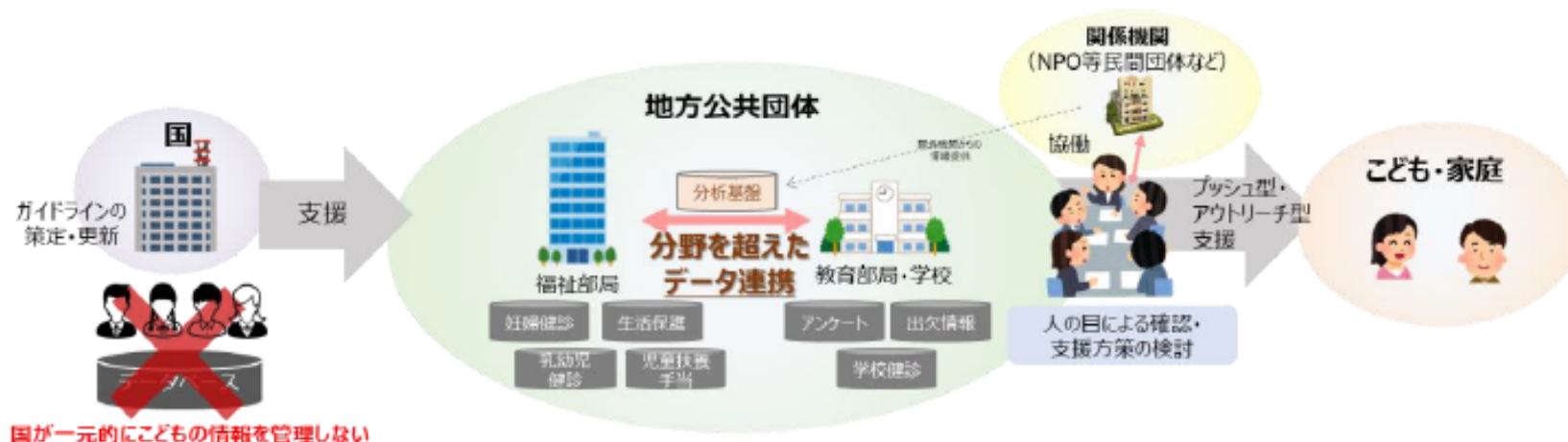
こどもデータ連携

概要と実例、「こどもデータ連携ガイドライン」

こどもデータ連携の目的

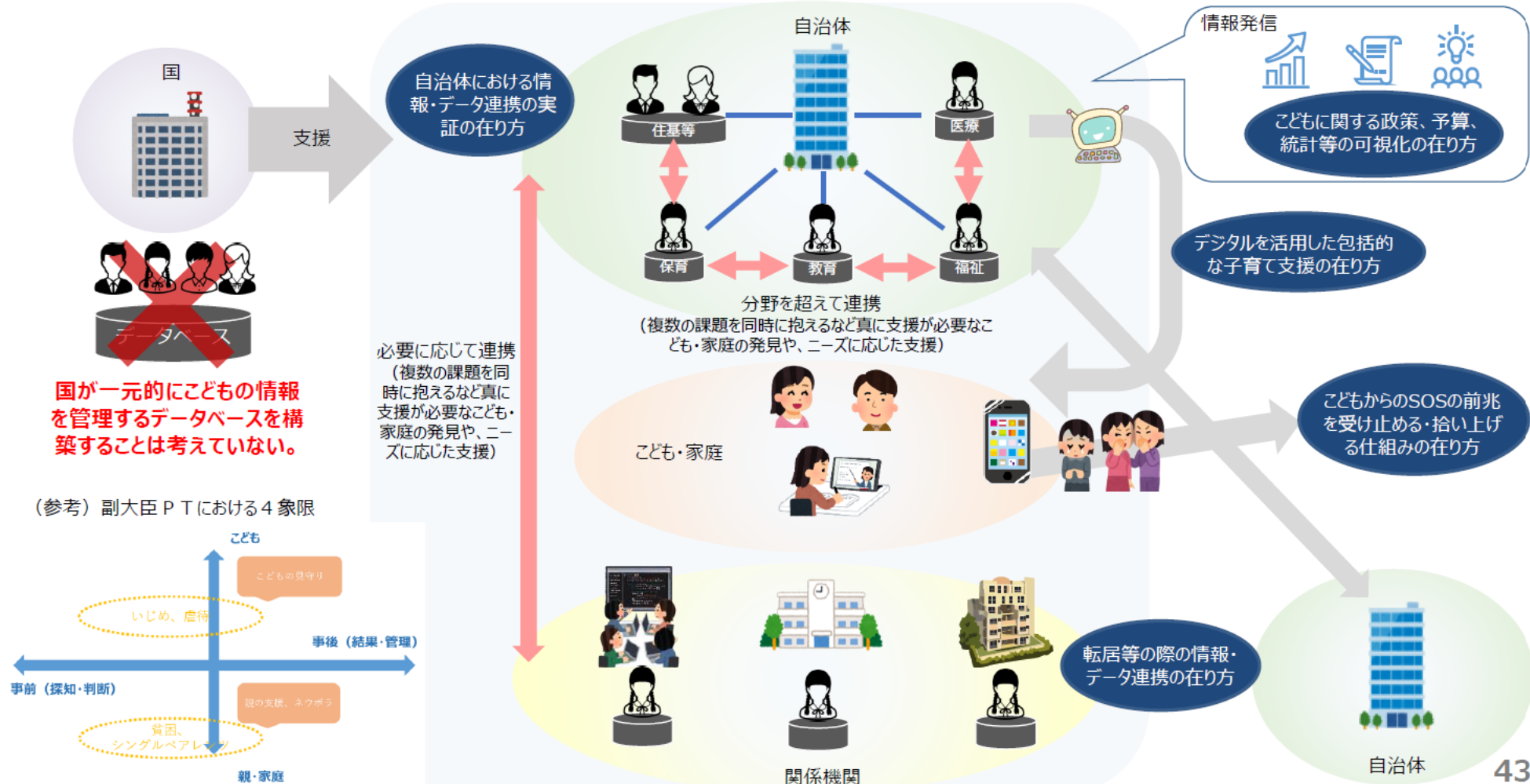
こどもに関する施策については、これまでに様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在している。一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくない。

こどもデータ連携の取組は、地方公共団体において、福祉部局、保健部局、教育委員会等の多様な関係機関が分散して保有している、こどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを、データ管理体制を構築した上で個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを狙いとする。

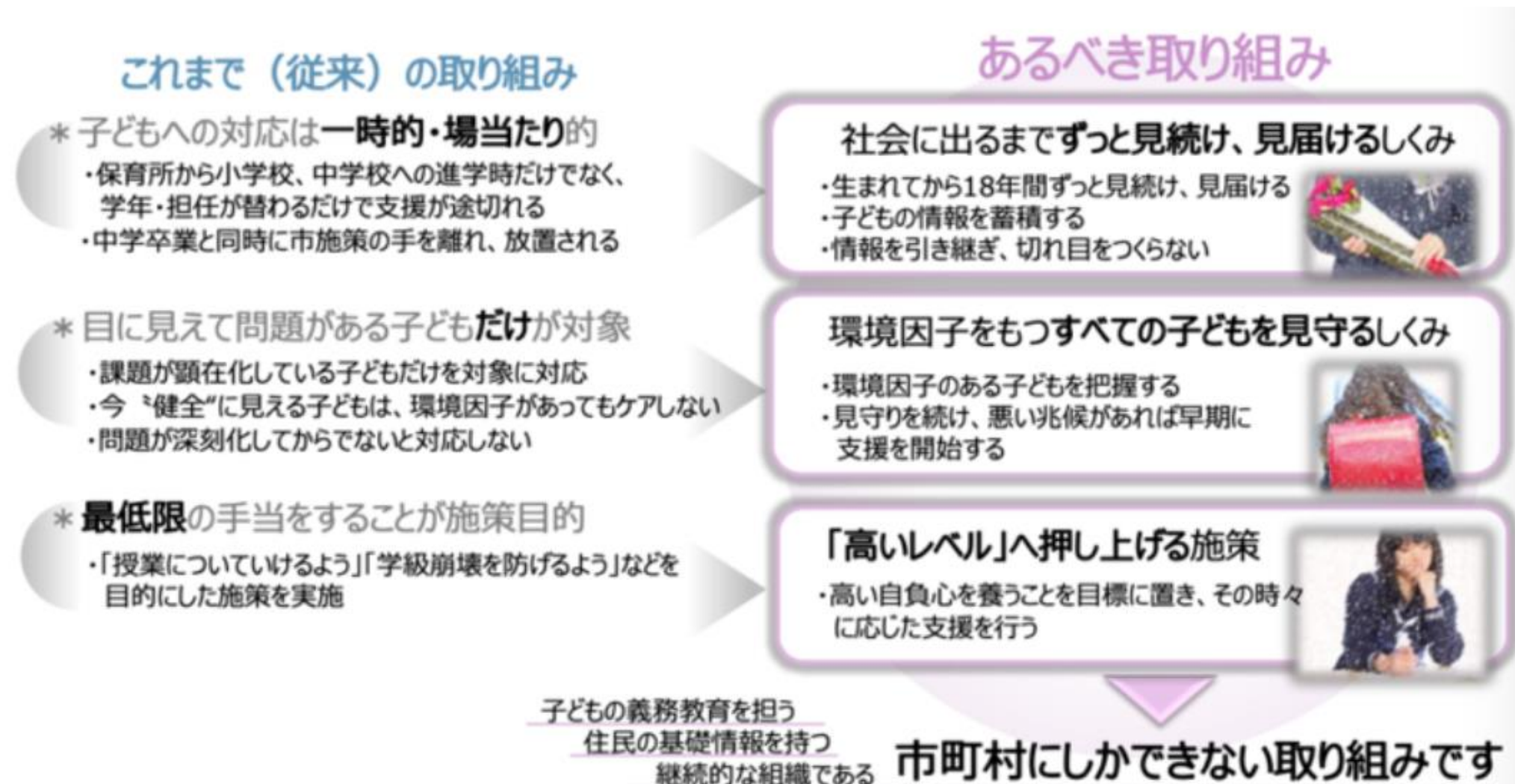


こどもデータ連携のイメージ

10. データ連携による支援が必要なこどもへの支援の実現（副大臣PTの検討の全体像のイメージ）



箕面市の事例：取り組みの目的



箕面市の事例：子ども成長見守り室



箕面市の事例：子ども成長見守りシステム

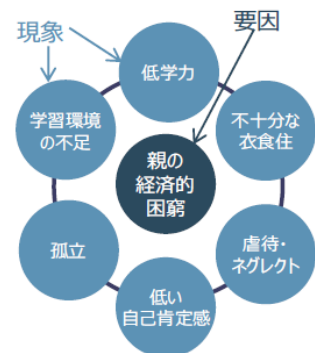
取り組み

4 「子ども成長見守りシステム」の構築

これまでの箕面市では、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、各学校や行政の様々な部署に散在していました。子どもたち一人ひとりを大人になるまで見守り続けるためには、散在する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、その情報を過去から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要でした。

情報には、①親の経済的困窮を推定できる情報

②経済的困窮を要因として発生している現象 の2種類があります



子どもの状況は見えるが
根本にある貧困が見えない情報

現象	学力・体力調査結果
	生活状況調査結果
	日常の行動・衣服などの状況
	学校健診・乳幼児健診の結果
	虐待に関する通報・対応状況

家庭の困窮は推定できるが
子どもの状況が見えない情報

要因	生活保護の受給状況
	児童扶養手当の受給状況
	保育料算定時の所得状況
	給食費の滞納状況
	就学援助の受給状況

子ども個人をキーに
名寄せすると…

見守りが必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮)

支援が必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮 + 子どもの変化)

支援を受けている子どもの
現況がわかる
(親の状況 + 子どもの状況)

支援を受けている子どもの
経年変化を追跡できる
(子どもの変化 + 集団の変化)



A君の
データ

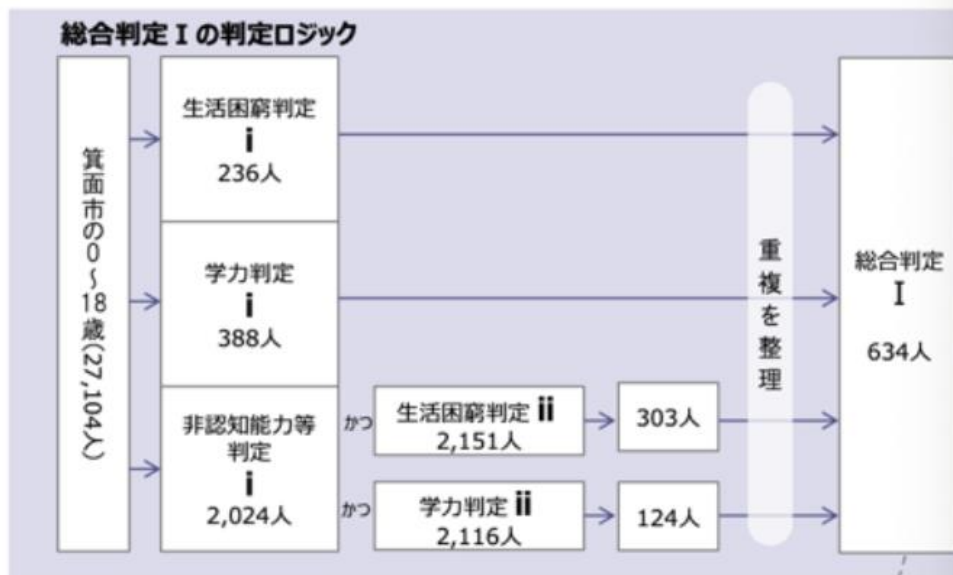
学年	学力調査	生活状況調査	学校健診	虐待通報	担任観察	生活保護	就学援助
小1	+5	±0	異常なし	なし	問題なし	非該当	受給
小2	+2	△5	異常なし	あり・経過観察	要観察	非該当	受給
小3	△8	△10	発育遅れ	あり・対応	問題あり	受給	受給
小4	△9	△8	発育遅れ	なし・経過観察	問題あり	受給	受給

- 子どもの情報の一元化
 - ✓ 保育所、幼稚園、学校、児相、生活保護、納税等の情報を「子ども成長見守り室」に集約
- 子どもの状態の判定
 - ✓ 「子ども成長見守りシステム」のアルゴリズムにより、一元化した諸情報から子どもの状態を判定
- 18年間の継続的見守り
 - ✓ 困窮度等に応じて、見守り、予防的措置、重点支援を実施

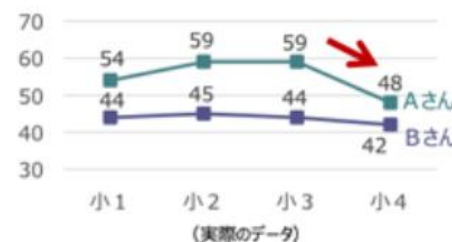
箕面市の事例：判定の仕組み

子ども成長見守りシステムでは、「生活困窮判定」「学力判定」「非認知能力等判定」の3つの要素で判定した上で、それら3つの要素を掛け合わせて、「子どもの状態の総合判定」を行います。判定は、定例で年2回行うとともに、必要に応じて随時、個別に判定を行う場合もあります。（例：重大な虐待事案を受けて全員のリスク度を見直す場合など）

判 定 項 目			判 定
生活 困窮判定	経済的困窮	生活保護世帯	ⅰ ～ ⅲ
		ひとり親家庭	
		就学援助受給状況	
	養育力リスク	子ども医療非課税階層	
		要保護児童（虐待相談） 要保護児童（保健指導相談）	
学力 判定	学力偏差値（絶対値）		ⅰ ～ ⅲ
	学力偏差値（変化値）※		
非認知能力等判定	非認知能力	意欲	ⅰ ～ ⅲ
		自制心	
		やり抜く力	
		社会性	
	健康・体力	自律性	
		健康状態	
	基礎的信頼	体力総合偏差値	
		家族とのつながり	
		先生とのつながり	
		友人とのつながり	
不登校状況（欠席数）			
高校中退状況			

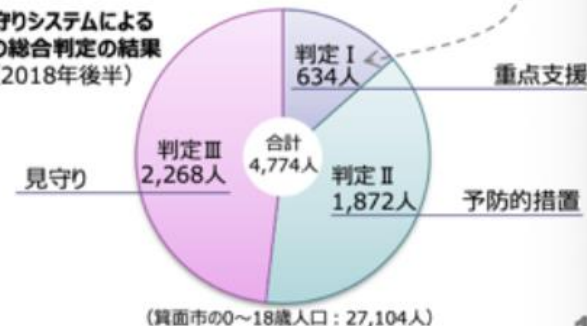


※ 学力偏差値（変化値）を見る意味



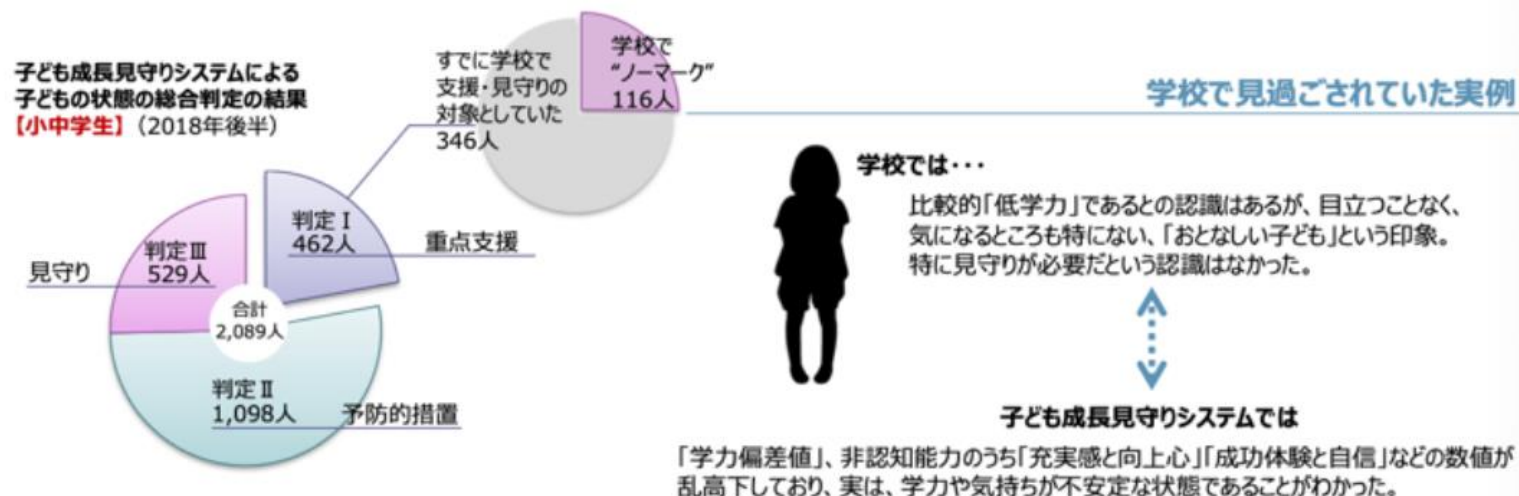
Aさんは、4年生の時点だけを見れば絶対値がそれほど低くないので問題がないとして見落とされる。
3年生から急激に悪化した「変化」を見つけることが、課題の早期発見に重要。

子ども成長見守りシステムによる
子どもの状態の総合判定の結果
【0～18歳】（2018年後半）

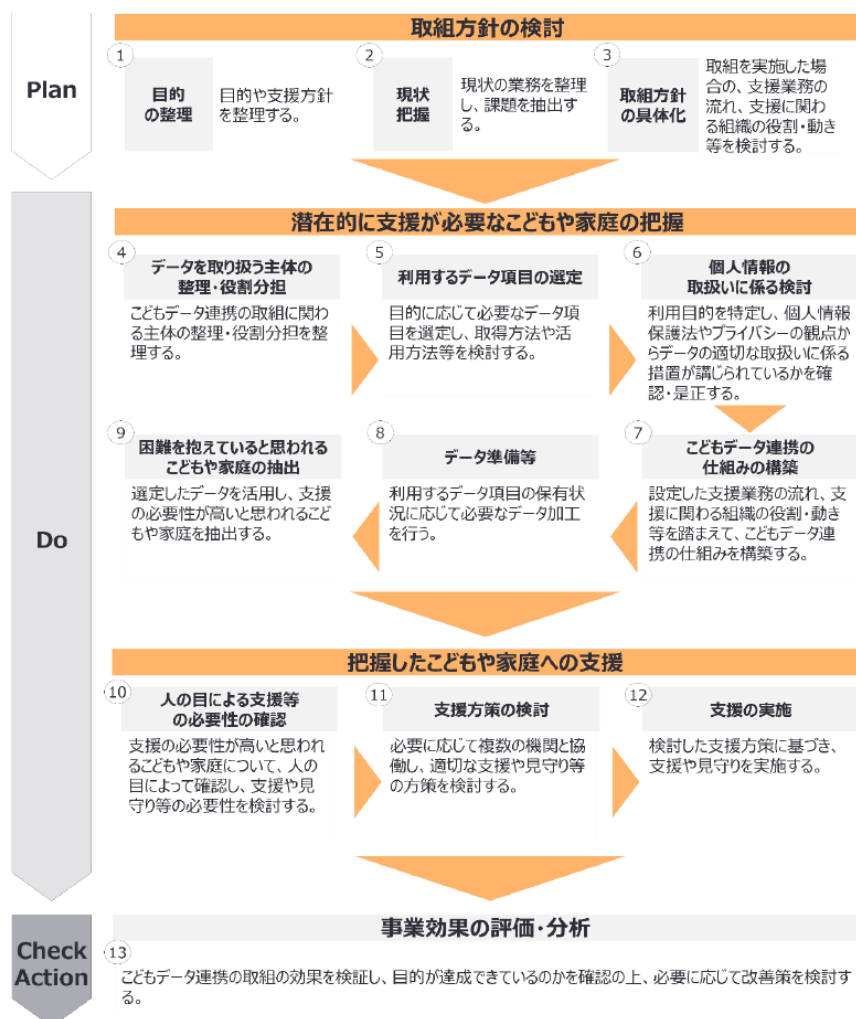


箕面市の事例：取組みの成果

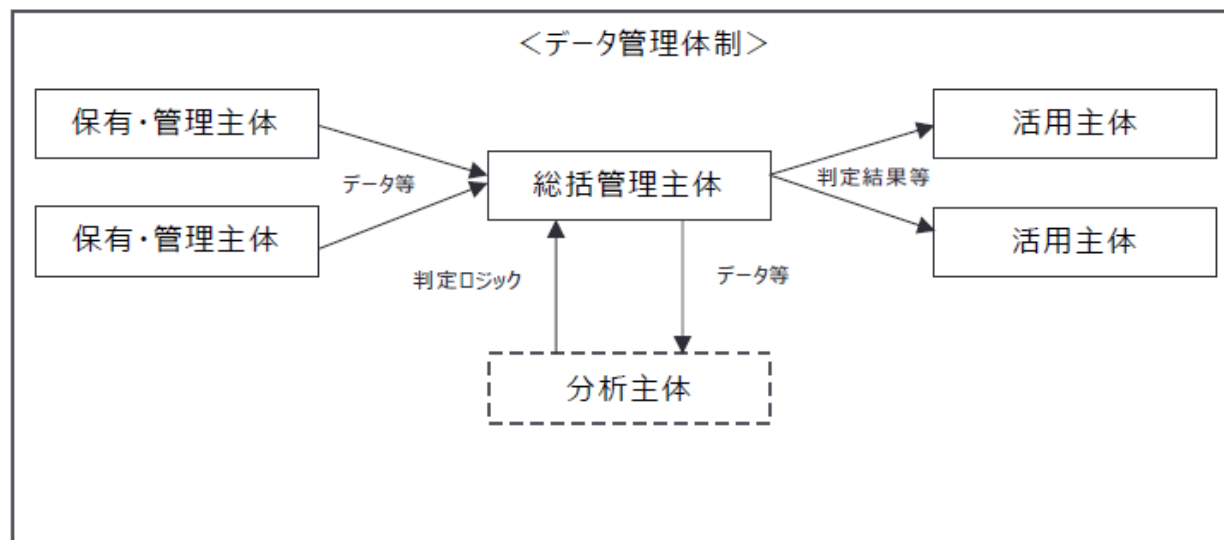
2018年後半の判定では、0～18歳の子どものうち、4,774人が見守り・支援の対象としてリストアップされ、そのうち小中学生⁶³ 2,089人でした。小中学生の「判定Ⅰ（重点支援）」は462人で、このうち116人（25%）は、学校などで見守りなどの対象として認識されておらず、いわば“ノーマーク”の状態でした。



「ガイドライン」: 全体像



- 業務の実施手順を整理
- 各段階で留意すべきポイントを記載
- データを取り扱う主体の役割分担を明確化
- 「基本連携データ項目」を絞り込むなど慎重な姿勢も
- 個人情報保護法の遵守にとどまらないプライバシー保護についても比較的詳しく言及



「ガイドライン」: 利用するデータ項目

■データの機微性

- 「こどもデータ連携の取組は、分散して保有されているこどもや家庭のデータを連携することで、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を発見する取組であるが、そこで利用されるデータはこどもや家庭の機微な情報であることが想定される」
- 「したがって、その利用にあたっては慎重な検討が必要であり、プライバシー保護の観点から、こどもデータ連携の取組の対象となるこどもや家庭が抱える様々な困難との関連性が強く認められるデータに限って利用する必要がある」

■基本連携データ項目の整理

- 「そのような背景から本ガイドラインの作成にあたっては、こどもや家庭が抱える困難な状況そのものを表すデータ項目や、あるいは困難があることで生じていると考えられる事象を表すデータ項目等、様々な観点からデータ項目を検討し、学術論文や各種ガイドラインの調査、有識者等へのヒアリングを実施して、困難との関連性が強く認められるものであることを確認したうえで、基本連携データ項目の整理を行った」

「ガイドライン」: 基本連携データ項目

- 当該データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できるデータ項目
- 該当性を判断するうえでの基準・閾値も具体的に設定
- 学術論文、各種ガイドライン、有識者等へのヒアリング等を実施したうえで選定（選定理由も明示）

要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録歴がある	3～4か月・1歳6か月児健診「子どもを激しく揺さぶった」	子ども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている
一時保護された履歴がある	1歳6か月・3歳児健診／学校健康診断において低体重であった	当該こどもの出産に際して妊婦検診を受けた履歴が全くない
3～4か月・1歳6か月・3歳児健診を受けた履歴がない	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持	産婦健診においてエジンバラ産後うつ病問診票の評価点が高い
3～4か月・1歳6か月・3歳児健診「家に残して外出」	障害児支援受給者証の発行歴がある	同一世帯の者が身体・精神障害者手帳／療育手帳を所持
3～4か月・1歳6か月・3歳児健診「長時間食事を与えなかった」	小・中学校の欠席日数が多い	当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している
3～4か月・1歳6か月児健診「子どもの口をふさいだ」	小・中学校の遅刻が多い	当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している

「ガイドライン」: 他のデータ項目の選定

■基本連携データ項目以外のデータ項目の利用

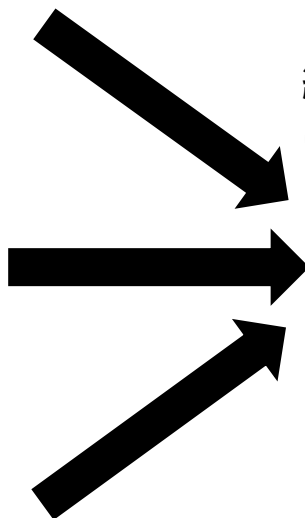
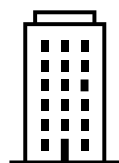
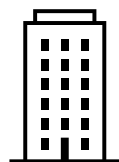
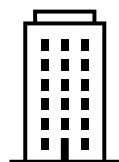
- 地方公共団体の政策目的や実情に応じて、基本連携データ項目以外のデータ項目を利用することを妨げるものではない

■他のデータ項目の選定に係る留意事項

- 政策目的を実現するうえで必要なデータ項目のみを選定すること
- 利用するデータ項目について、こどもや家庭が抱える困難と関連していること
- 利用するデータ項目と困難との関連性を検証する際には、手引や報告書、先行事例や実証事業の結果、学術論文、有識者や現場職員等の専門家の知見等、一定程度信頼性が担保された情報源を調査すること
- 選定したデータ項目が取得可能であり、実際にこどもデータ連携の取組に利用できる保有状況であること
- 「4 個人情報の取扱い」の記載を確認のうえ、最終的なデータ利用の可否を決定すること
- 利用するデータ項目は、一定期間ごとに評価・検証（有識者へのヒアリングやデータ分析等）を行い、必要に応じて見直しを実施すること

「ガイドライン」: 目的外利用・外部提供

保有・管理主体
(e.g.教育委員会)



総括管理主体
(e.g.首長部局)



こどもデータ

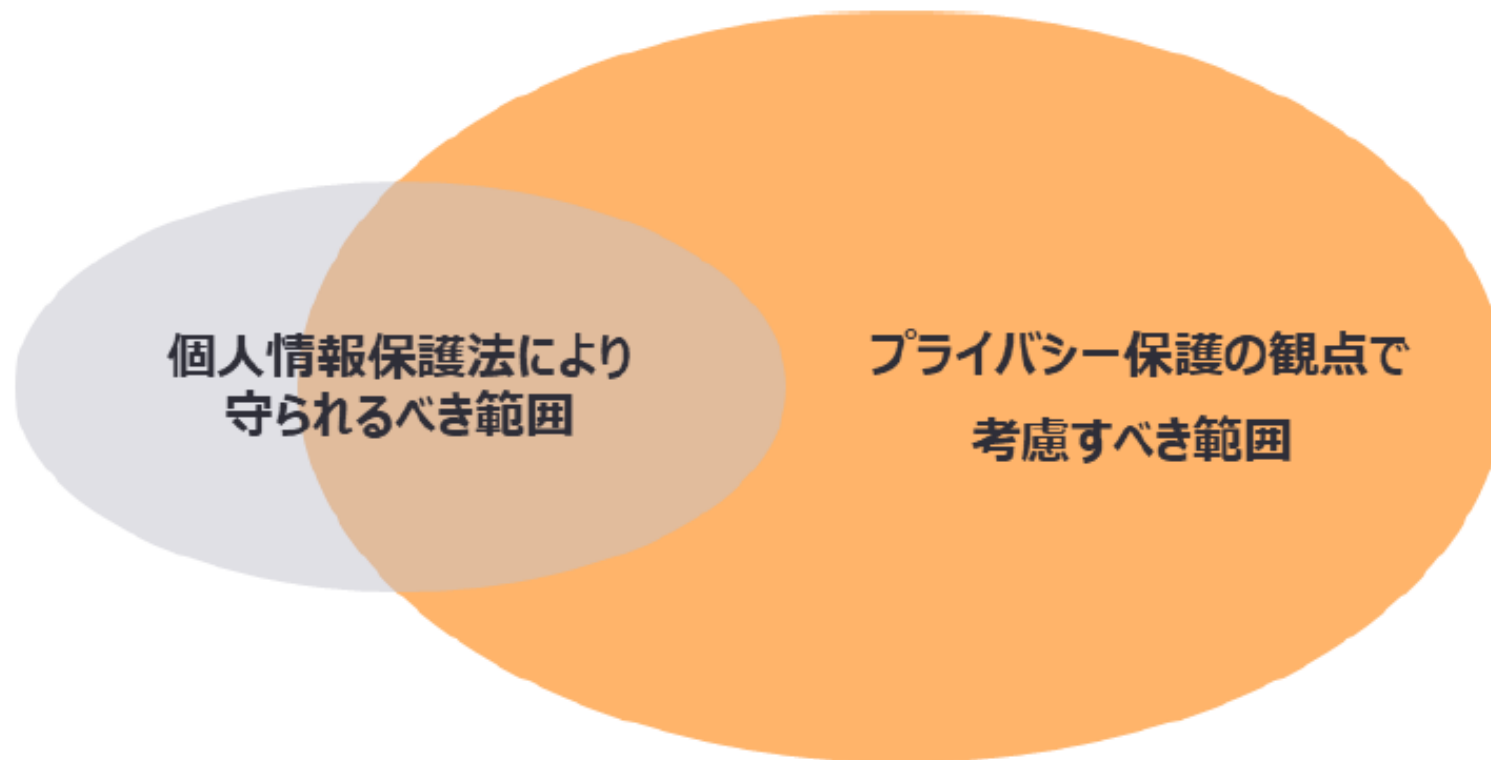
(要対協登録、一時保護、乳幼児健診、精神障害、身体障害、欠席日数、遅刻回数、妊婦健診、生活保護、児童扶養手当etc.)

- ① 法令に基づく場合(個人情報法69条1項)
e.g.児童福祉法上の要支援児童に該当
- ② 相当の理由がある場合(法69条2項2号・3号)
 1. 「臨時的」であること
 2. 「必要な限度」であること
 3. 「相当の理由」があること
 4. 本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- ③ 特別の理由がある場合(法69条2項4号)
 - 行政機関等に外部提供する場合は②
 - 民間企業等に外部提供する場合は③

✓ 本人の同意(法69条2項1号)は不向き
∴ 児童虐待等は保護者の同意を得にくい
& 同意を得られた情報だけでは判定が困難

「ガイドライン」: プライバシー保護

本ガイドラインにおいては、こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項とプライバシーガバナンスについて記載する。記載にあたっては、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック¹²⁾」を参考に行っている。なお、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」においては、プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲が「図 4-2 プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲」のように示されており、個人情報保護法上で守られるべき範囲に限定されないことが述べられている。



「ガイドライン」: プライバシー上の留意事項

表 4-3 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項

業務	留意すべき事項
個人情報の取得	個人情報を取得する際には、政策目的を明確化した上で、政策目的を達成するために必要最小限の情報のみについて、プライバシーに配慮した形で取得すること。
支援の必要性の判定	取得した個人情報を基に、判定ロジックを用いて対象者の支援の必要性を判定する場合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を判断することは許容されず、人の目による支援等の必要性の確認を補助する材料の一つとすること。
対応方針の決定 見守り・支援の実施 フォローアップ・検証	複数の関係者が集まり、支援方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証を行う場合、プライバシーに配慮の上、当該業務に必要な範囲の関係者に必要最小限の情報のみを提供するようにすること。

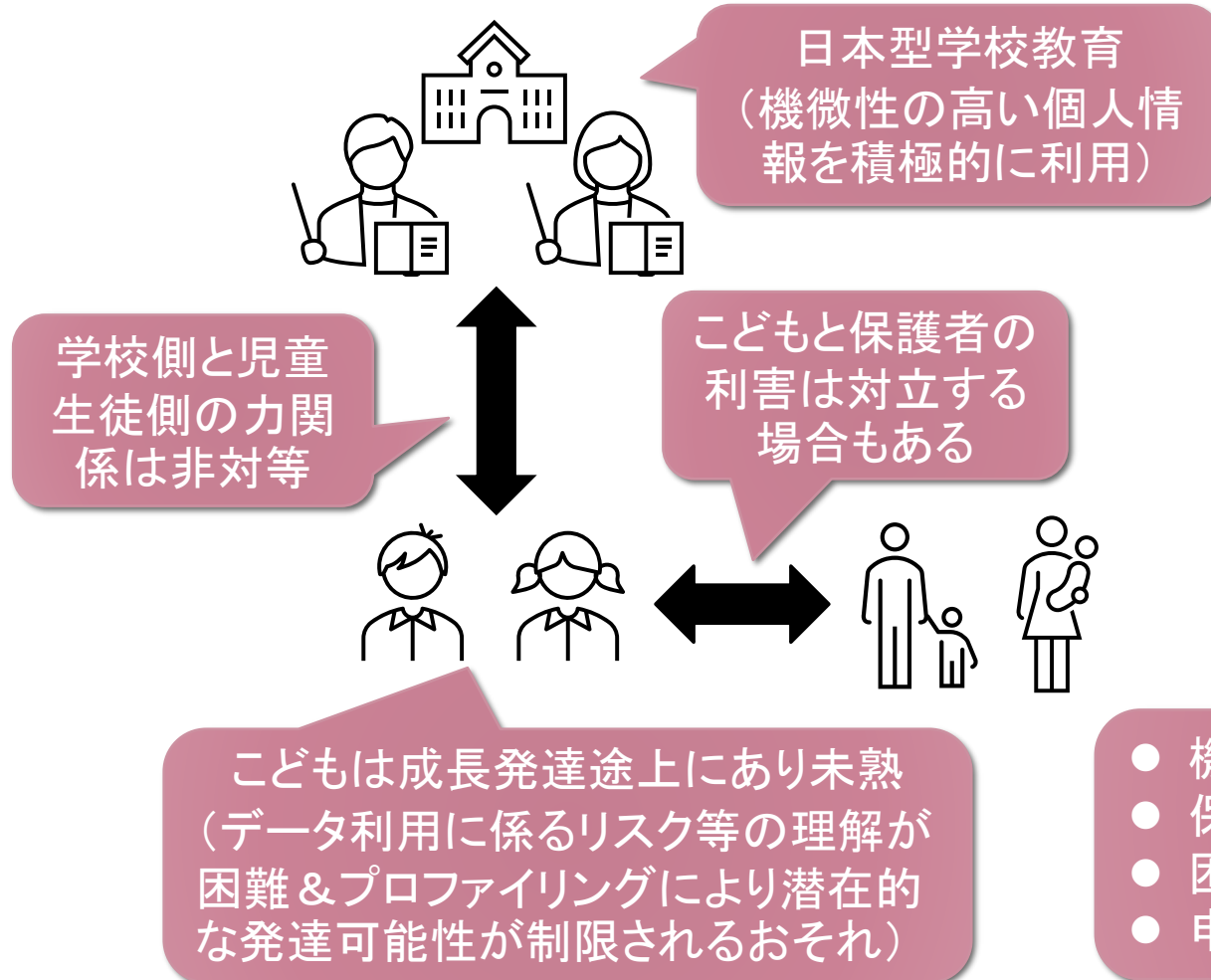
- 「プライバシーに配慮した形で」、「プライバシーに配慮の上」という抽象的な記載にとどまっている
- 「こども」の個人情報であることや、「プロファイリング」を含む施策であることに着目した留意事項は少ない(データの機微性への配慮や、人の目による確認などが記載されているにとどまる)

こどもデータの法的保護

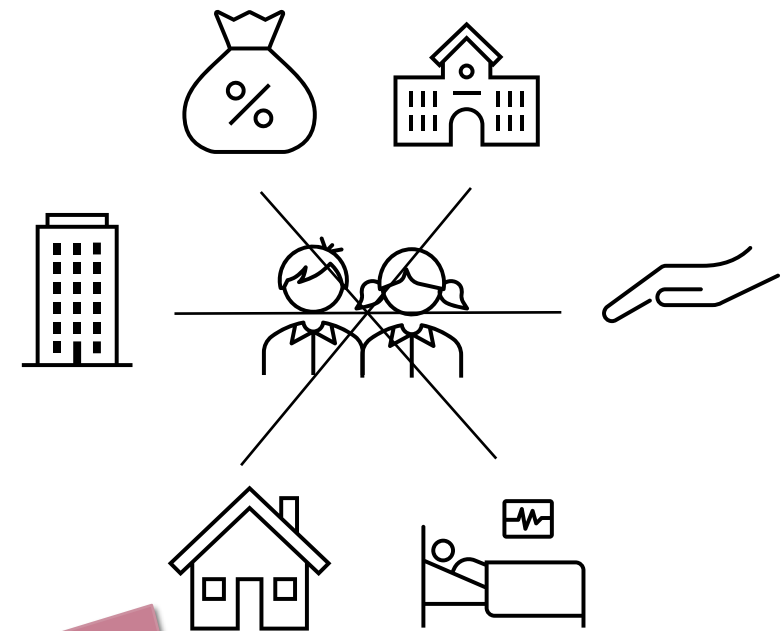
自律と保護、「自己決定を支援する保護」と「自己決定を制限する保護」

こどもデータ利用の特殊性

教育データ利活用



こどもデータ連携



- 機微性の高い情報を一元化して利用
- 保有個人情報を日常的に目的外利用・外部提供
- 困窮度等の判定(プロファイリング)
- 申請や同意の有無を問わず全子ども・家庭を対象

補足：日本型学校教育

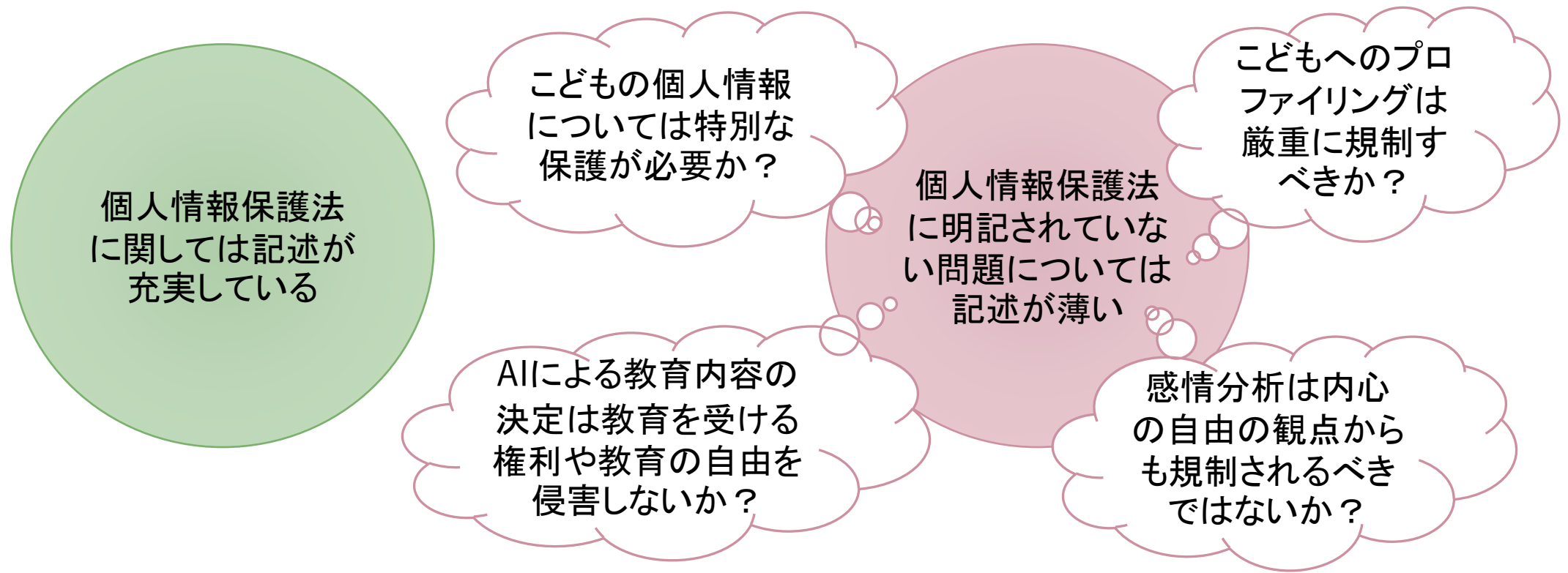
■日本型学校教育という概念

- 「学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、子供たちの状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む」という日本特有の学校教育のあり方
- 人格的成長を目的とした生活共同体的な教育活動が多い（部活、給食、清掃、運動会etc.）
cf.教育基本法1条「教育は、人格の完成を目指し……」

■日本型学校教育とプライバシー権

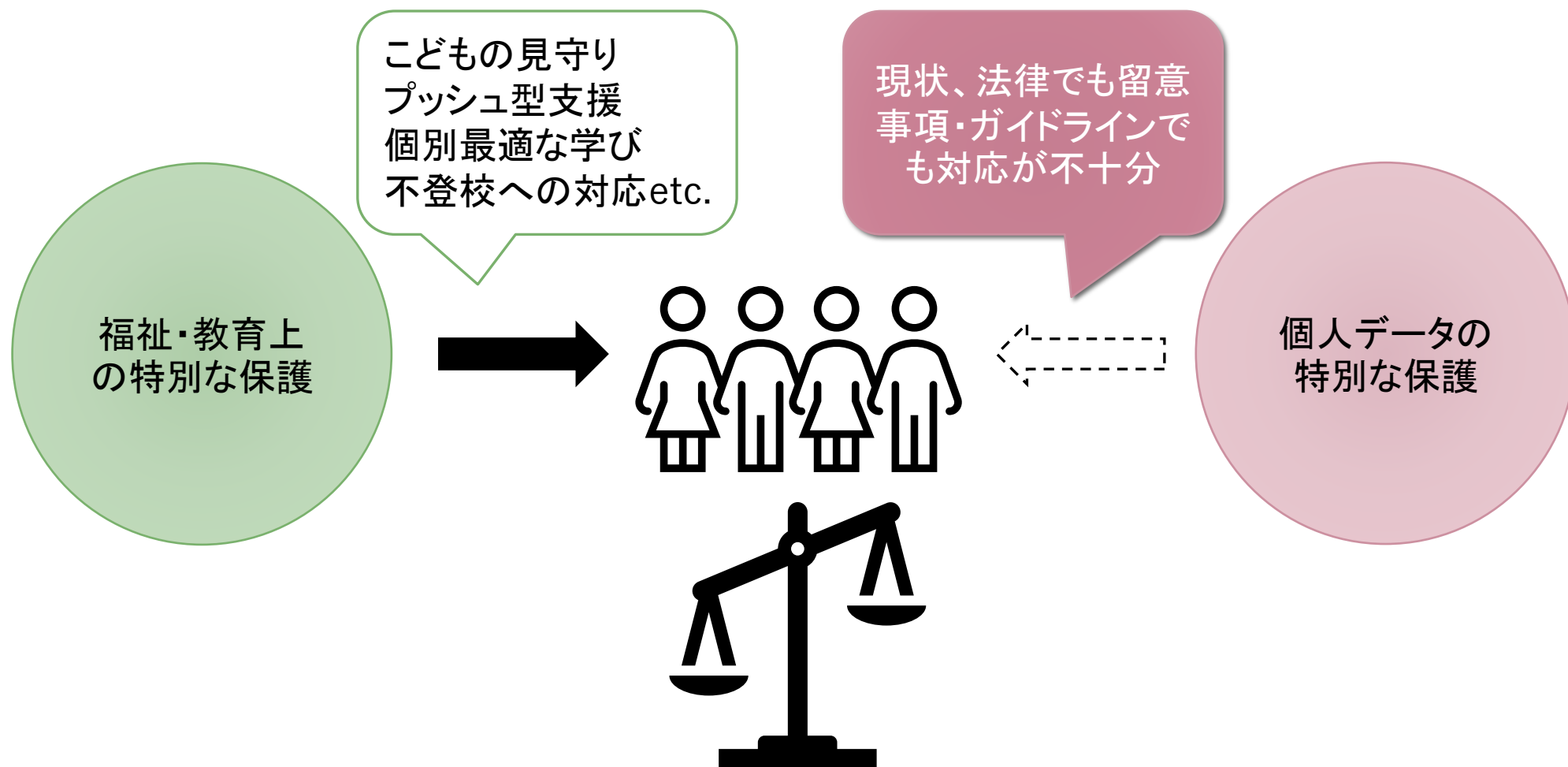
- 教師が児童生徒の個人情報積極的に収集・活用することが期待されており、それらの情報をそもそも扱わないという「安全策」をとることが困難
- 人格形成プロセスそのものに関わる、極めてセンシティブな情報も扱われる
- 生徒は日常生活の大部分を学校で過ごすため、学校は大量の情報を収集可能であり、そこからセンシティブな情報を推測（プロファイリング）することも可能

「留意事項」「ガイドライン」の特徴と課題



現行個人情報保護法に規定されていないからといって済ませるのではなく、
憲法学における人権論を踏まえた検討を行うことが必要ではないか

こどもに対する二つの「特別な保護」



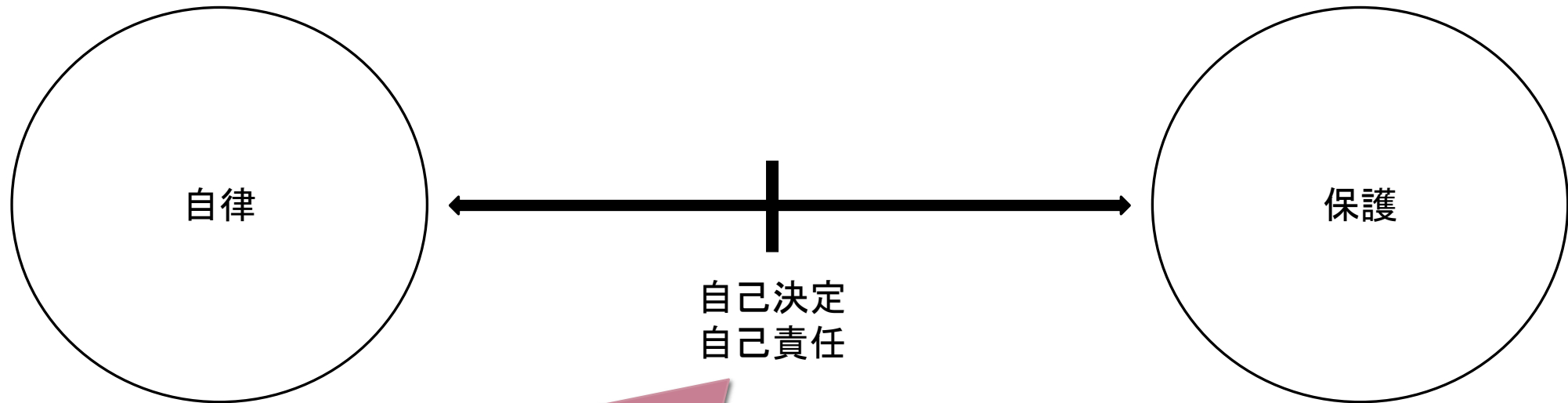
こどもの個人情報に対する特別な保護

個人情報3年ごと見直し(中間整理) こどもの個人情報等に関する規律のあり方

- 現状
 - ✓ 現行法上、こどもの個人情報の取扱い等に係る明文の規定は基本的でない
- 考え方
 - ✓ こどもの個人情報の取扱いに係る規律については、こどもの脆弱性・感性及びこれらに基づく要保護性を考慮するとともに、学校等における生徒の教育・学習に関するデータの有用性も考慮する必要がある。
 - ✓ これを踏まえ、主要各国においてこどもの個人情報等に係る規律が設けられており、執行事例も多数見られることも踏まえ、こどもの権利利益の保護という観点から、規律のあり方の検討を深める必要がある。

そこでいう「こどもの権利」とは？
それをどのように「保護」する？
⇒こどもの権利論

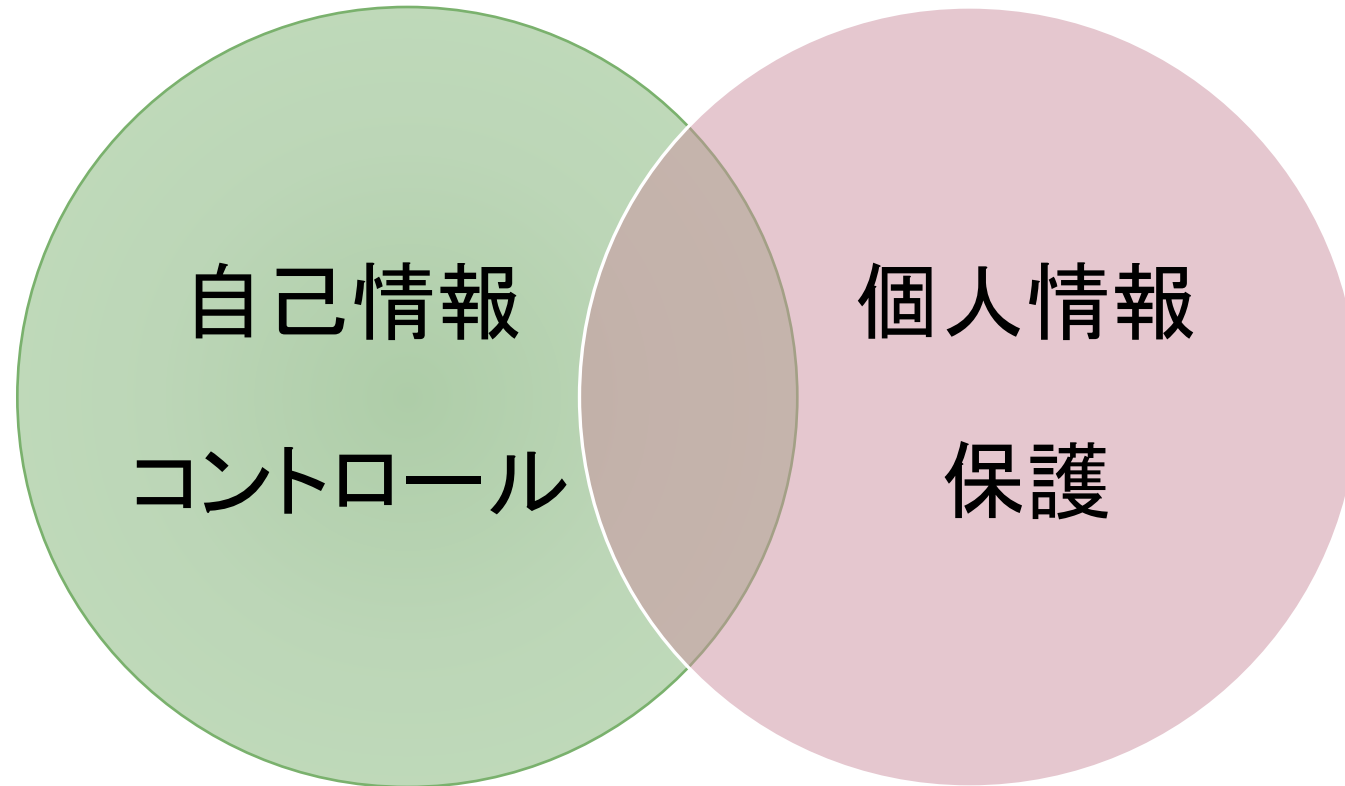
こどもの権利論における「自律」と「保護」



こどもの権利を尊重するとは・・・

- ①こどもに自己決定の機会を与える(→自己責任を負わせる)こと
 - ②こどもの代わりに他者が適切な決定をする(→自己責任を負わせない)こと
- のどちらを意味するのか？

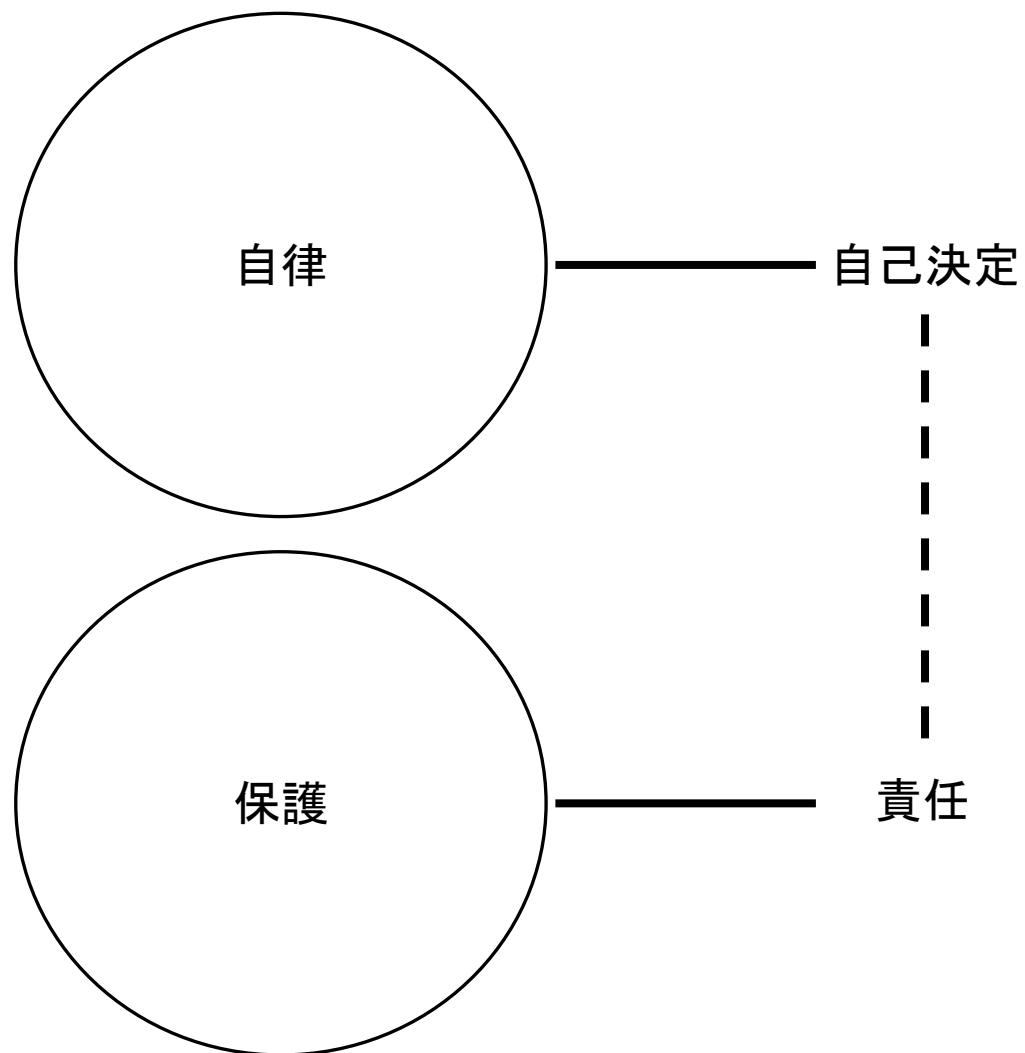
プライバシー権論における「自律」と「保護」



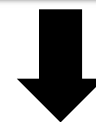
憲法上の権利としては自己情報コントロール(自己決定)を中核に据えるべき

自己情報コントロール以外の保護手段も重要(本人同意を偏重すべきではない)

自律と保護の対立を超えて



＜自己決定を支援する保護＞
自己決定の結果に対する責任を軽減する(セーフティネットを張ったり、国家を含む他者が責任を負ったり、撤回・変更を柔軟に認めたりする)ことで、自己決定できるようにする



＜自己決定を制限する保護＞
自己決定の結果に対する責任を軽減することが難しい場合は、自己決定させるのではなく、国家を含む他者が適切な決定をすることにより、本人への重大な不利益を回避する

個人情報法3年ごと見直しの課題（中間整理）

自己決定を制限する保護（寄り）

法定代理人の関与

- ・ 法定代理人の同意を取得すべきことや、法定代理人に対して情報提供すべきことを明文化

利用停止等請求権の拡張

- ・ 他の保有個人データより柔軟に事後的な利用停止を認める

安全管理措置義務の強化

- ・ こどもの「安全」を守る観点から、安全管理措置義務を強化

責務規定

- ・ こどもの最善の利益を優先し特別な配慮を行うべきこと等、事業者等が留意すべき責務を規定

年齢基準

- ・ 対象とするこどもの年齢を16歳未満とする（Q&Aの記載やGDPR等の例を踏まえて）

自己決定を支援する保護（寄り）

海外の例：自己決定を支援する保護

■こどもに対する情報提供

- GDPR12条1項:「管理者は、データ主体に対し、簡潔で、透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスできる方式により、明確かつ平易な文言を用いて、……特に、こどもに対して格別に対処する情報提供のために、適切な措置を講じる」
- GDPR前文58項:「こどもが特別の保護を享受することに鑑み、取扱いがこども向けのものであるときは、いかなる情報及び連絡も、こどもが容易に理解することのできるような明確かつ平易な文言によるものでなければならない」

■同意の撤回 ※こどもに限られない一般的規定

- GDPR7条3項:「データ主体は、自己の同意を、いつでも、撤回する権利を有する。同意の撤回は、その撤回前の同意に基づく取扱いの適法性に影響を与えない。データ主体は、同意を与える前に、そのことについて情報提供を受けるものとしなければならない。同意の撤回は、同意を与えるのと同じように、容易なものでなければならない」

海外の例：自己決定を制限する保護

■親権者の関与

- GDPR8条1項：情報社会サービスとの関係における本人同意について、こどもが16歳未満（国内法により13歳まで引下げ可）である場合は、親権者による同意・承諾を要求

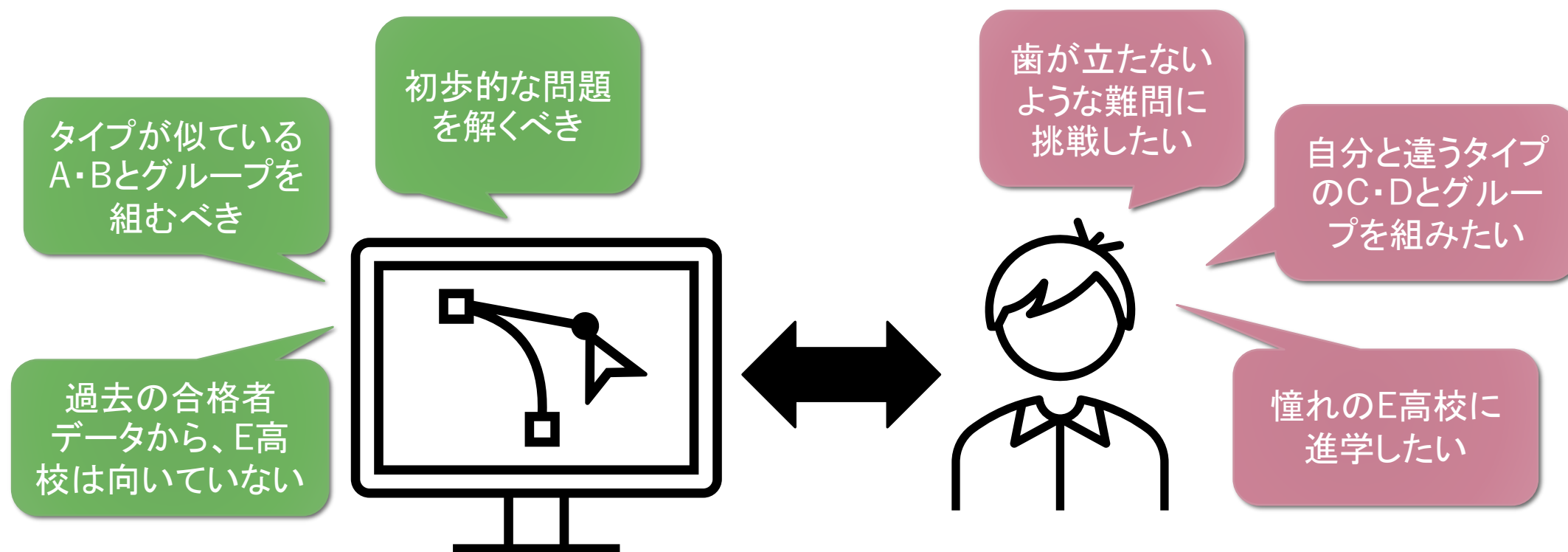
■こどもに対するプロファイリングの規制

- GDPR前文38項：「こどもは、個人データの取扱いと関連するリスク、結果及び関係する保護措置、並びに、自らの権利について十分に認識できないかもしれないため、その個人データに関して特別の保護を享受する。特に、……そのこどもに関するパーソナリティ若しくは個人プロファイルの作成の目的でのこどもについての個人データの使用……に対して、そのような特別の保護が適用されなければならない」
- GDPR前文71項：法的効果または類似の重大な効果をもたらすプロファイリングを含むもっぱら自動化された意思決定は、こどもには（原則として）適用されるべきでない
- AI Act5条1項(f)：教育機関において自然人の感情を推測するためのAIシステムの使用を「許容しえないリスク」として原則的に禁止（医療上・安全上の理由による使用を除く）

おわりに

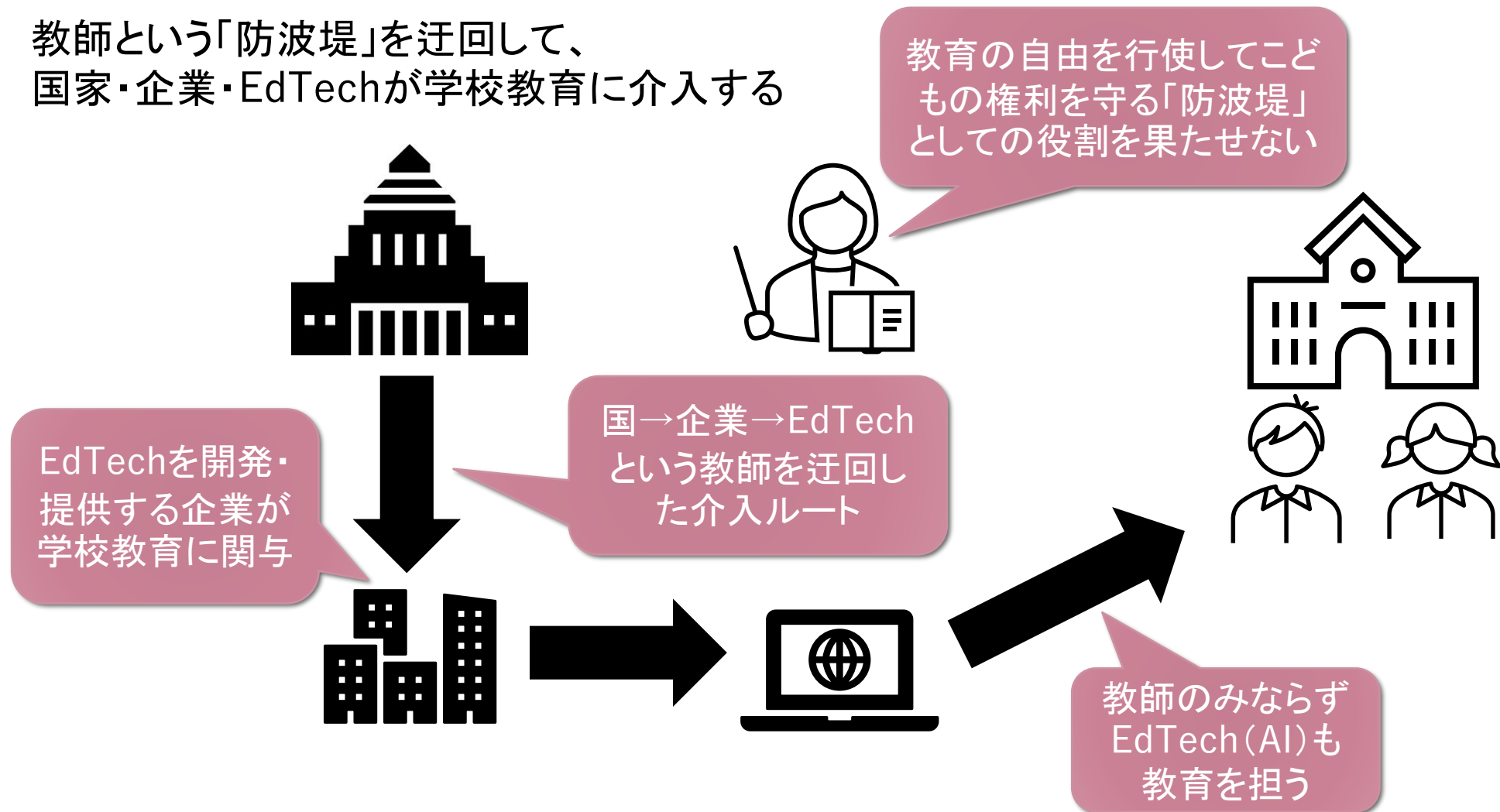
他の論点①: 教育を受ける権利

AIが判定した「最適」vs子ども本人の意思



他の論点②: 教育の自由

教師という「防波堤」を迂回して、
国家・企業・EdTechが学校教育に介入する



本報告に関連する主な拙稿

- 堀口悟郎「EdTechと子どもの権利」Law Journal 30・31号(2024年)25頁以下
- 堀口悟郎「教育プラットフォームの立憲的デザインに向けて:メカゴジラは人類の味方か?」磯部哲編集代表『プラットフォームと社会基盤』(慶應義塾大学出版会、2024年)231頁以下
- 堀口悟郎「EU(法制度)」山本龍彦ほか編『個人データ保護のグローバル・マップ:憲法と立法過程・深層からみるプライバシーのゆくえ』(弘文堂、2024年)359頁以下
- 堀口悟郎「18歳成人と『子どもの人権』」憲法理論研究会編『多様化する社会と憲法学』(敬文堂、2023年)251頁以下
- 堀口悟郎「教育データ利活用とプライバシー権」情報処理64巻7号(2023年)337頁以下
- 堀口悟郎「EdTechと憲法」日本教育法学会年報52号(2023年)90頁以下
- 堀口悟郎「データ駆動型教育と教育の自由」教育925号(2023年)68頁以下
- 堀口悟郎「AIと教育制度」山本龍彦編『AIと憲法』(日本経済新聞出版、2018年)253頁以下

ご清聴いただきまして、
ありがとうございました

内 静 粛
岡 山 大 学
津島北キャンパス・中央図書館 ↑
大学会館・一般教育棟 →
本部棟・創立50周年記念館 ←

岡山大学
津島北キャンパス・中央図書館
大学会館・一般教育棟
本部棟・創立50周年記念館